

都市計画道路 檀原高取線ほか3路線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 檀原高取線は、起点を檀原市川西町、終点を高取町清水谷とし、檀原市及び高取町を南北に縦断する標準幅員26m、4車線、延長約6,910mの幹線街路である。平成9年に国道169号のバイパス道路として都市計画決定され、平成15年に車線数明記が行われている。

その後、平成20年に国が将来交通量推計値の減少を公表したことを受け、県が平成21年に未事業化の広域幹線道路を対象として広域幹線道路ネットワークを見直した結果、都市計画道路 檀原高取線は、広域幹線道路としての機能から2車線以下の生活幹線道路として、必要性の有無を検証する路線に変更となった。

平成27年には、都市計画道路 檀原高取線の檀原市川西町以北の約2,350m区間について、広域幹線道路としての4車線都市計画道路を廃止するとともに、近鉄南大阪線による南北分断という地域最大の課題を解消するために、檀原市において、新たに2車線の都市計画道路「3.4.816 檀原運動公園線」として、約960m区間を都市計画決定した。

一方、檀原市川西町以南の高取町兵庫までの2車線の生活幹線道路としての必要性については、関係市町との調整に時間を要することや、現在事業中の高取バイパスと4車線のネットワークを形成する（仮称）御所高取バイパスの道路計画が完了していなかったことから、4車線の都市計画道路として存続した状況となっている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

京奈和自動車道のアクセスルートとなる（仮称）御所高取バイパスについては、京奈和自動車道御所南IC～五條北ICの開通にともない、県南部地域の観光振興や広域的な緊急輸送道路を確保するための紀伊半島アンカールートとして、ますます重要性が高まっている。

今回、都市計画道路として存続する 檀原高取線の檀原市川西町以南の高取町兵庫まで区間について必要性を見直した結果、2車線の生活幹線道路としても必要性が認められなくなったことから、4車線の都市計画道路として存続する当該区間について、高取バイパスと一体として高取町清水谷から京奈和自動車道御所ICを結ぶ広域幹線道路の4車線ネットワークへ変更するものである。

(2) 変更の内容

1) (都) 檀原高取線について、

- ・檀原市川西町から高取町兵庫までの区間（L=約3,510m）を廃止する。
- ・高取町兵庫から終点の高取町清水谷までの区間に加えて、御所市本馬から高取町兵庫までの区間を新たに都市計画決定し、起点御所市本馬、終点高取町清水谷とする延長約6,200mの幹線街路に変更し、路線の名称を「3・3・53 檀原高取線」から「3・3・53 御所高取線」とする。

2) (都) 西柏柏原線について、

- ・御所市大字玉手から終点までの区間（L=約1,330m）を廃止する。
- ・路線の名称を「3・5・901 西柏柏原線」から「3・5・901 西柏玉手線」に変更する。

3) (都) 檀原御所線について、

- ・御所インターチェンジ前交差点（御所市大字本馬）から緑町東交差点（御所市大字本馬）までの区間（L=約300m）を幅員の拡幅に伴う区域の変更を行う。

4) (都) 御所北町線について、

- ・御所インターチェンジ前交差点付近の区域変更を行う。